

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する 法律施行令の一部を改正する政令の概要

1. 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）の一部の施行により、地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正され、普通地方公共団体は、条例で、その職員等に対し在宅勤務等手当を支給することが可能となること等に伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）について所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

（1）地方自治法施行令関係

- 普通地方公共団体の委員会等が在宅勤務等手当の支給の基準に関する規則の制定等を行う場合に当該普通地方公共団体の長への協議を要するものとする（地方自治法施行令第132条）。
- 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る基準給与年額の算定基礎から在宅勤務等手当を除外するものとする（地方自治法施行令第173条の4）。

（2）市町村の合併の特例に関する法律施行令関係

- 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る地方自治法施行令の規定を合併特例区の長等の損害賠償責任の一部免責について準用するための規定の整備を行う（市町村の合併の特例に関する法律施行令第50条）。

3. 根拠条文

地方自治法第180条の4第2項、第243条の2の7第1項
市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第57条

4. 施行期日

令和6年4月1日